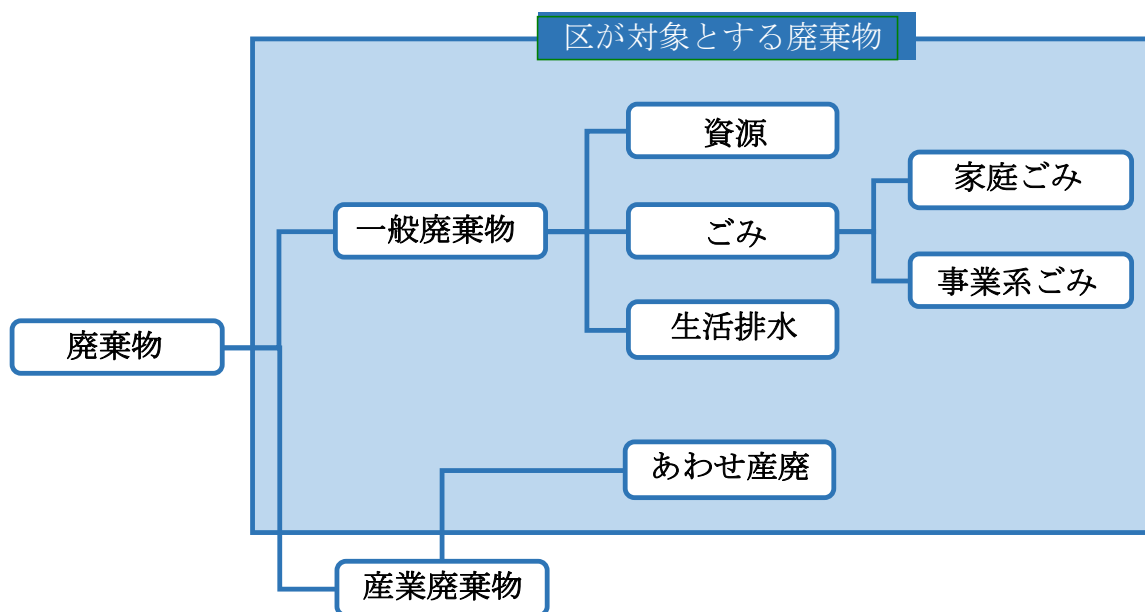


第2章 区における廃棄物の処理・資源の有効活用の概要

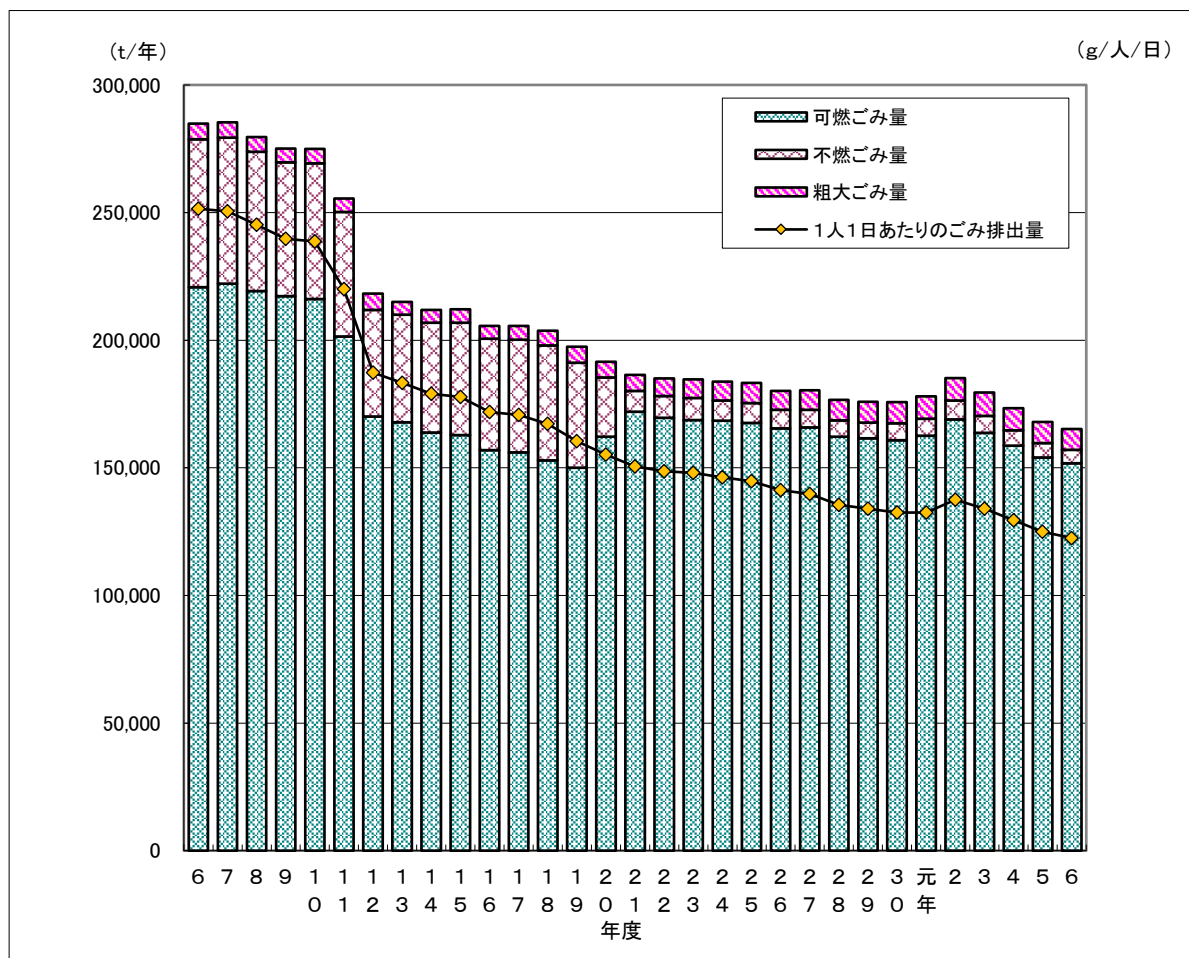
1 世田谷区が取扱う廃棄物・資源

世田谷区では、区内で発生するすべての一般廃棄物（資源・ごみ、生活排水）及び産業廃棄物のうちの「あわせ産廃」（※）を取扱いの対象としています。

※ あわせ産廃：一般廃棄物の処理、またはその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物をいいます。世田谷区では、紙くず、木くず、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックの5品目を指定しています。



2 ごみの収集の状況



(1) ごみ収集量（令和6年度）

① 新型コロナウイルス感染症の影響からの回復（順調な減少傾向）

区によるごみ収集量は、平成2年の清掃・リサイクル事業の東京都からの移管後、順調に減少傾向を見せていましたが、令和元年度、令和2年度に可燃ごみの増加により全体としても増加傾向に転じました。これは、新型コロナウイルス感染症により外出や外食を控えたことなどによるものと推測されます。

その後、令和3年度以降のごみ量は再び減少傾向に転じ、令和6年度も減少傾向が続いています。世田谷区の人口が近年増加傾向にある中で、ごみ量は順調に減少している状況にあります。

品目	令和6年度収集量（トン）	前年度比
可燃ごみ	151,794	-1.4%
不燃ごみ	5,319	-5.6%
粗大ごみ	8,148	-2.4%
（総計）	165,261	-1.6%

② 区民1人1日あたりのごみ量

世田谷区一般廃棄物処理基本計画では、令和7年度における区民1人1日あたりのごみ排出量の目標値を481グラムと設定しています。

令和6年度における区民1人1日あたりのごみ量は、令和5年度の500グラムから10グラム（2.0%）減少し、490グラムとなっています。

[区民1人1日あたりのごみ量]

令和6年度（実績）	490 グラム
令和7年度（目標）	481 グラム

③ 収集後の資源化量 （単位：t）

	資源化量	収集量-資源化量
不燃ごみ（金属、蛍光管、乾電池）	957	4,362
粗大ごみ（金属、羽毛布団、リユース）	302	7,846

※ 資源化量の品目ごとの詳細はP23 第2章6（3）②に記載

※ 東京二十三区清掃一部事務組合による資源化量は、世田谷区からの搬入量からの推計値

※ 区民1人1日あたりのごみ量は収集量より計算し、収集後の資源化量は除外していない

（2）ごみの収集方法等

① 収集形態

区分	対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、衣類、プラスチック類、ゴム・皮革製品等	資源・ごみ集積所収集：週2回	ふたつき容器（軽量であり、容易に破損しない強度を持ち、耐久性を有するもの）に入れて排出する。 ※中身の見える袋等での排出も可能
不燃ごみ	小型家電、金属類、ガラス製品（びん以外）	資源・ごみ集積所収集：月2回	
粗大ごみ	家庭から排出される一辺の長さが30cmを超える家具、寝具、電化製品等の耐久消費財（家電リサイクル法等の対象品目を除く）	申し込みによる戸別に収集 又は 粗大ごみ中継施設への直接持ち込み	事前に決められた金額の有料粗大ごみ処理券を購入し、貼付のうえ排出

* 事業系の可燃ごみ、不燃ごみは、事前に決められた金額の有料ごみ処理券を購入、貼付のうえ排出する。

② 資源・ごみ集積所箇所数（概数）

人口の増加に加え、区民の希望等により複数世帯で共同利用する集積所から戸別の集積所に移行する事例が増えており、集積所は増加傾向にあります。

（単位：箇所）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
84,000	86,000	88,000	91,000	94,000

(3) ごみの収集経費

[決算額]

(単位：千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,822,941	2,890,235	2,979,904	2,971,903	3,218,491

*令和6年度は、見込み額

3 可燃ごみの収集の概要

(1) 可燃ごみの収集量

令和6年度における可燃ごみの収集量は、151,794トンであり、前年度比で2,223トン(1.4%)の減少となっています(順調な減少傾向)。

(単位：t)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
168,932	163,688	158,627	154,017	151,794

(2) 可燃ごみの組成分析

① 家庭ごみにおける可燃ごみの組成

令和6年度に実施した家庭ごみの組成分析調査において、可燃ごみの組成は、生ごみ25.8%(前年度26.9%)、その他可燃物26.7%(前年度22.7%)、紙類12.5%(前年度15.1%)、容器包装プラスチックが14.9%(前年度14.2%)と、概ね令和5年度と同じ組成割合でした。

また、生ごみに占める食品ロスに該当する食べ残しや直接廃棄の割合は、35.5%(前年度29.3%)と若干の増加傾向が見られた一方、資源が可燃ごみに占める割合は17.2%(前年度22.3%)と可燃ごみとして廃棄される資源の割合に改善傾向が見られました。(詳細は資料編P80 表5-4 参照)

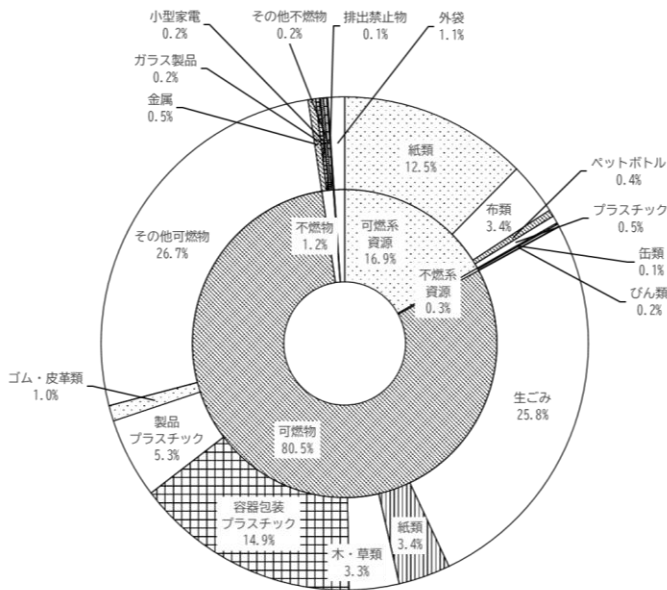
② 事業系ごみにおける可燃ごみの組成

令和6年度に実施した事業系ごみの組成分析調査において、可燃ごみの組成は、生ごみが27.3%(前年度29.1%)と最も多く、次いでその他可燃物が18.5%(前年度21.0%)、紙類が17.8%(前年度15.5%)、容器包装プラスチックが9.4%(前年度10.4%)と概ね令和5年度と同じ組成割合でした。

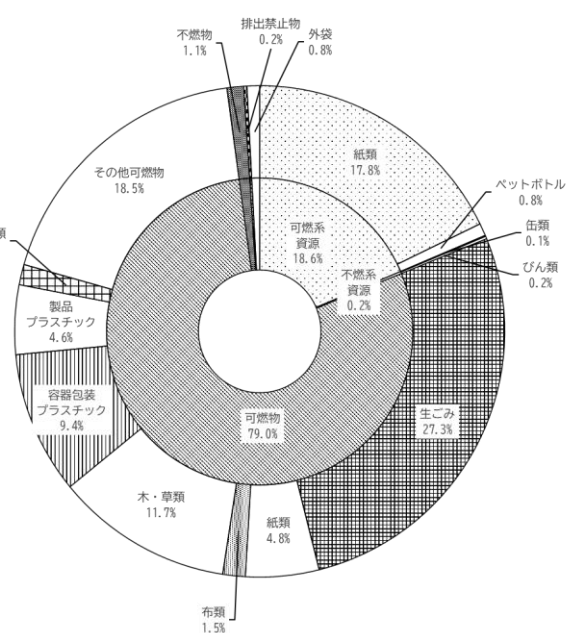
また、生ごみに占める食品ロスに該当する食べ残しや直接廃棄の割合は、14.6%(前年度10.8%)、資源が可燃ごみに占める割合は、18.8%(前年度16.1%)という組成割合でした。(詳細は資料編P81 表5-8 参照)

【令和6年度組成分析調査結果】

〔家庭ごみ〕



〔事業系ごみ〕



(3) フードドライブによる食品ロスの削減（可燃ごみの資源化）

食品ロス（未使用・未開封食品の廃棄や食べ残し）の削減に向けたフードドライブの実施等、発生抑制を促す普及啓発に取り組んでいます。令和7年7月現在、常時受付窓口は民間事業者含めて11箇所となっています。

① 導入経緯

平成26年度	区民まつり等のイベント内で実施
平成29年4月	普及啓発施設2箇所です常時受付開始
平成30年4月	事業課です常時受付開始
平成31年4月	世田谷総合支所地域振興課です常時受付開始
令和元年7月	各総合支所地域振興課（世田谷総合支所除く）です常時受付開始
令和3年10月	株式会社ファミリーマートと食品提供に関する合意書を締結し、区内3店舗です常時受付開始

＊フードドライブとは、家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄附するボランティア活動。

② 回収場所等

ア 常時受付窓口（11箇所）

清掃・リサイクル部事業課、エコプラザ用賀、リサイクル千歳台、5総合支所地域振興課

ファミリーマート世田谷奥沢一丁目店、下馬駒沢通り店、環八八幡山店

イ イベント（区民まつり等）

③ 回収実績

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
提供総重量 (kg)	2, 903	6, 793	11, 129	7, 141	4, 247
提供数 (点)	9, 542	23, 197	36, 019	15, 194	12, 991
受付件数 (件)	863	1, 554	2, 505	1, 923	1, 421
受付窓口 (箇所)	8	11	11	11	11
イベント (回)	1	4	6	5	4

* 受付件数は、複数の家庭から集められた食品がまとめて提供された場合についても 1 件として集計している。

④ 提供食品の内訳 (令和 6 年度実績。イベント・講習会における回収分を除く)

種別	食品数 (点)
インスタント・レトルト食品	3, 362
嗜好品	2, 341
調味料	2, 237
乾 物	1, 443
その他	3, 236



(4) ふくのわプロジェクトによる古着・古布の常設回収 (可燃ごみの資源化)

資源の有効活用事業として、民間企業が家庭にある古着を回収し、その売払金をパラスポーツ団体へ寄付する「ふくのわプロジェクト」に協力しています。古着・古布の回収BOXをエコプラザ用賀、リサイクル千歳台の 2 施設に設置し、開館時間中に古着を回収しています。

[開 始 日] 平成 30 年 7 月 15 日

[実 績]

	令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)	回収量 (kg)	収益金 (寄付金) (円)
エコプラザ用賀	42, 499	297, 493	47, 471	332, 297	53, 585	375, 095
リサイクル千歳台	41, 715	292, 005	39, 784	278, 488	28, 880(※)	202, 160
合 計	84, 214	589, 498	87, 255	610, 785	82, 465	577, 255

※令和 6 年 10 月～12 月はリサイクル千歳台が閉館していたため、9 か月分の実績となる。

4 不燃ごみの収集の概要

(1) 不燃ごみの収集量

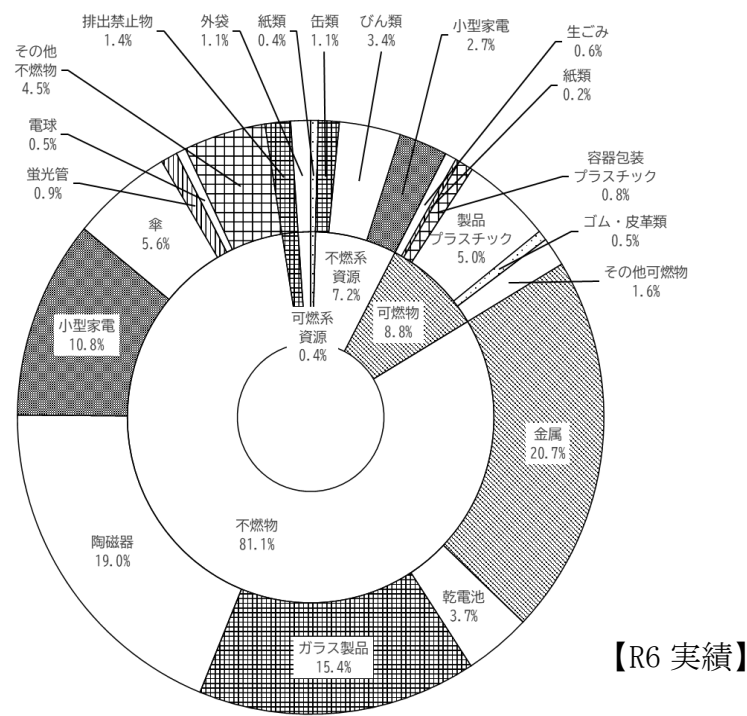
令和6年度における不燃ごみの収集量は、5,319トンであり、前年度比で316トン（5.6％）の減少となっています（順調な減少傾向）。

（単位：t）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
7,419	6,694	6,059	5,635	5,319

(2) 家庭ごみにおける不燃ごみの組成分析

令和6年度の家庭ごみにおける不燃ごみの組成は、金属20.7％（前年度25.4％）、陶磁器が19.0％（前年度18.8％）、小型家電（拠点回収対象外）10.8％（前年度13.6％）、ガラス製品15.4％（前年度10.9％）と概ね令和5年度と同じ組成状況でした。また、資源が不燃ごみに占める割合は7.6％（前年度6.0％）という状況でした。（詳細は資料編P80表5-4参照）



(3) 金属系不燃ごみの資源化

ごみ減量・資源化への取組みとして、平成24年8月から不燃ごみとして排出される金属系ごみを選別し売り払う、資源化事業を実施していましたが、令和2年度に入り、中国の輸入規制や廃プラスチック処理費用の高騰から、金属系ごみを売り払うことができなくなりました。そのため、令和2年10月から不燃ごみから選別された金属系ごみの再資源化処理を事業者へ委託し、より循環型社会に寄与する事業手法に変更しました。本事業で資源化処理された金属は、同事業者が金属問屋等に売却し、その売却金の一部は、収納事務委託により区に還付させています。

[実績・売却額]

(単位：t・千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1,611	1,385	1,204	914	857
売却額	6,922	19,789	20,679	13,854	828

*売却額には、回収ボックスによる使用済小型電子機器の売却分を含む。

*使用済小型電子機器の回収実績は、P26第2章8参照

(4) 蛍光管の資源化（不燃ごみの資源化）

不燃ごみの金属分等資源化選別作業の際に蛍光管等を別途選別し、蛍光管に含まれるガラスや金属等の資源化処理を実施しています。平成24年11月より試行を開始し、平成27年度から不燃ごみの全量選別に伴い本格実施しています。

[実績]

(単位：t)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
42	40	35	31	31

(5) 乾電池の資源化（不燃ごみの資源化）

令和6年度より不燃ごみの金属分等資源化選別作業の際に乾電池を別途選別し、乾電池に含まれる鉄や亜鉛等の資源化処理を開始しました。

[実績] (単位：t)

令和6年度
69

5 粗大ごみの収集の概要**(1) 粗大ごみの収集量（順調な減少傾向）**

令和6年度における粗大ごみの収集量は、8,148トンであり、前年度比で197トン（2.4%）の減少となっています。

[実績]

(単位：t)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8,815	9,170	8,695	8,345	8,148

*区による収集量及び区民持込量の合計値。

*資源化量を含む。

(2) 粗大ごみの持込み（家庭廃棄物のみ）

区民の方が粗大ごみを廃棄しやすくするため、粗大ごみ中継施設への直接持ち込みを平成18年度に試行実施し、平成20年5月より本格実施へ移行しています。

[持込受入時間] 毎週土・日曜日の9:00～12:00、13:00～15:30

[実施場所] 船橋粗大ごみ中継所

(船橋7丁目 業務委託による区搬入施設)

[持込方法] 事前に粗大ごみ受付センターへの申し込み時に持ち込み日を調整し、指定日に自らが実施場所に持ち込む。

[申込み件数等] 1世帯1日1回、1回当たりの個数は10点まで

[手 数 料] 収集する場合の半額程度（最低 200 円）

[区収集個数・持込み個数]

(単位: 個)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
区収集	982, 245	1, 030, 940	984, 021	949, 267	918, 497
持込み	36, 889	32, 639	31, 232	32, 786	31, 940
合計	1, 019, 134	1, 063, 579	1, 015, 253	982, 053	950, 437

(3) 粗大ごみ品目ごとの収集実績の内訳

粗大ごみの品目ごとの収集実績の内訳は、資料編 P82～86 資料 5-4 参照

(4) 金属系ごみの資源化（粗大ごみの一部資源化）

収集された粗大ごみの中に含まれる金属系ごみの再資源化处理を事業者に委託し、売却金の一部を収納事務委託により区に還付させています。

[実 績・売却額]

(単位: t・千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	517	271	424	338	287
売却額	1, 137	4, 591	8, 716	5, 405	566

(5) 羽毛布団の資源化（粗大ごみの一部資源化）

収集された粗大ごみの中から羽毛布団を粗大ごみ中継所で選別し、有価物として売り払いを実施しています。平成 29 年 12 月から試行を開始し、平成 30 年 4 月より本格実施しています。

[実 績・売却額]

(単位: t・千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実績	2. 1	2. 0	1. 4	1. 2	1. 2
売却額	2, 240	1, 688	1, 354	1, 716	2, 215

(6) 粗大ごみのリユースを促進する仕組みの実施（粗大ごみの資源化）

粗大ごみとして排出されたものから選別したリユース品を、地域情報掲示板サイト「ジメディー」に掲載し、希望者に有償または無償譲渡を行う手法を導入しています。

[経緯] 令和 3 年 10 月～令和 5 年 3 月 試行

令和 5 年 5 月～

本格実施

[実績] 収集申込があった粗大ごみから清掃事務所がピックアップしたリユース品の実績

	搬入 点数	リユース 点数	リユース 率%	売払額 (税込)	粗大ごみ 減量効果 t ※1	備考
令和 3 年度	302	293	97. 0	267, 700	1. 9	実証実験 @喜多見 本格実施 @エコプラ ザ用賀
令和 4 年度	474	471	99. 4	895, 600	2. 0	
令和 5 年度	1, 689	1, 663	98. 5	3, 160, 100	8. 8	
令和 6 年度	3, 602	3, 551	98. 6	6, 082, 400	14. 1	

※令和 3 年度は、令和 3 年 10 月～令和 4 年 3 月までの実績。

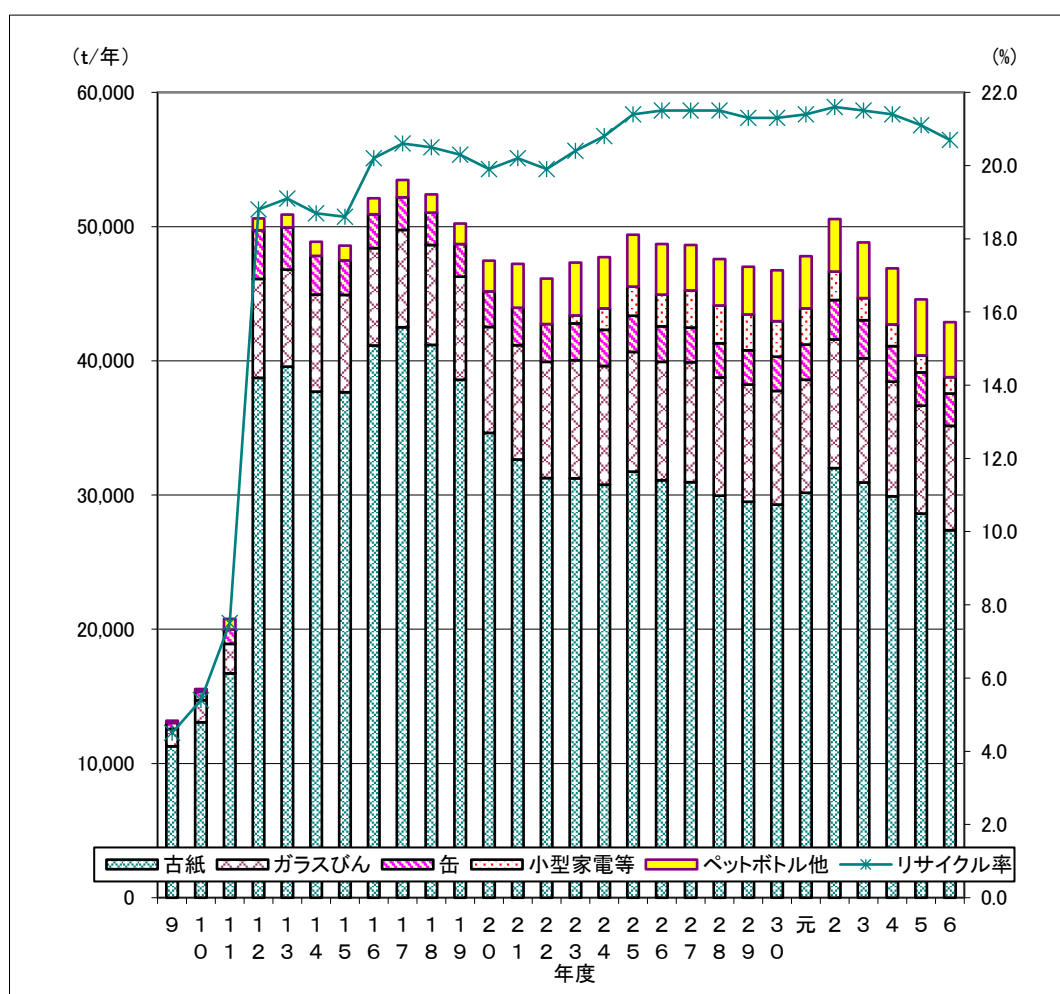
※令和 5 年度は、令和 5 年 5 月～令和 6 年 3 月までの実績。

※1リユース品を主要な 110 品に分類し、それぞれを約1か月間計量した重量の平均値を

基準重量と設定し、持ち込まれたリユース品の点数を積算した重量を粗大ごみ減量効果としている。

※区民持込を含めたリユースの実績については、P37 第3章1(4)ア)①参照。

6 資源の有効活用等の概要



(1) 資源回収の状況

令和6年度(2024年度)の資源回収量は、42,893tで前年度と比較して約3.8%減となっています。

平成11年度(1999年度)から12年度(2000年度)に資源・ごみ集積所で資源分別回収を開始したことにより資源回収量が大幅に増加した以降は、概ね横ばいで推移していましたが、令和2年度(2020年度)に新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響により、資源回収量が急増しました。

その後、令和5年度(2023年度)、令和6年度(2024年度)と資源回収量は減少傾向に転じています。

(2) リサイクル率の状況

令和6年度(2024年度)における「ごみ収集量及び資源回収量の合計」に占める「資源回収量」の割合を示すリサイクル率は、20.7パーセントでした。

(3) 資源回収方法・有効活用量等の概要（令和6年度）

① 資源として回収

（単位：k g）

区分		資源・ごみ 集積所	拠点回収等	集団回収	合計
古紙（新聞・雑誌類・紙パック・段ボール）		23,093,181	581	4,290,570	27,384,332
ガラスびん		7,575,757	-	201,014	7,776,771
缶類		2,160,943	-	243,526	2,404,469
ペットボトル		3,261,858	19,478	205,147	3,486,483
ペットボトル キャップ		-	655	11,070	11,725
白色発泡トレイ		-	835	-	835
食品用透明プラスチック		-	7,435	-	7,435
色・柄付き発泡トレイ		-	589	-	589
廃食用油		-	4,945	-	4,945
使用済小型電子機器		-	8,961	-	8,961
フードドライブ		-	4,247	-	4,247
衣類	集団回収	-	-	528,883	528,883
	ごみ減量・リサイクル推進委員会の回収	-	70,126	-	70,126
	ふくのわプロジェクト	-	82,465	-	82,465

② ごみとして回収後に資源化

（単位：k g）

区分	有効活用量
不燃ごみ（金属系ごみ）	857,192
不燃ごみ（蛍光管）	30,716
不燃ごみ（乾電池）	69,460
粗大ごみ（金属系ごみ）	286,600
粗大ごみ（区収集品リユース）	14,100
粗大ごみ（羽毛布団）	1,207

※ 東京二十三区清掃一部事務組合による資源化は、世田谷区からの搬入量からの推計値。

③行政回収以外での資源化

(単位：k g)

区分	有効活用量
粗大ごみ・不要品（区民がリユース）	359,200
事業系緑化廃棄物（剪定枝等）	9,829,510
事業系リサイクル（古紙）	824,790
事業系リサイクル（ガラスびん）	16,576
事業系リサイクル（缶）	4,248

7 資源・ごみ集積所での資源回収の概要

① 収集形態

対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
古紙（新聞、雑誌類、紙パック、段ボール）	資源・ごみ集積所回収：週1回	・種類別にひもで束ねて排出する。 ・雑誌類の雑誌以外のその他の紙および紙パックは、紙袋に入れて排出することができる。
ガラスびん・缶		・ガラスびん・缶回収用コンテナに入れる（回収用コンテナは資源回収日の前日に配付）。 ・商店街等、コンテナを配付しない資源・ごみ集積所は、ガラスびん・缶を別々に中身の見える袋に入れて資源・ごみ集積所に排出する。
ペットボトル	資源・ごみ集積所回収：月2回	・キャップ、ラベルを外し、中をすすいで、軽く潰して、中身の見える袋に入れて排出する。

*事業系の資源は、事前に決められた金額の有料ごみ処理券を購入、貼付のうえ排出する。

[開始年度（モデル回収含む）]

古紙・缶：平成3年度 ガラスびん：平成6年度
 ペットボトル：平成19年度 紙パック：令和2年度

② 資源・ごみ集積所箇所数（概数）（再掲）

人口の増加に加え、区民の希望等により複数世帯で共同利用する集積所から戸別の集積所に移行する事例が増えており、集積所は増加傾向にあります。

（単位：箇所）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
84,000	86,000	88,000	91,000	94,000

③ 資源回収実績・売却額

（単位：t・千円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
古紙	実績	26,620	25,760	25,056	24,059	23,093
	売却額	400,185	465,223	481,833	454,175	454,496
ガラスびん	実績	9,344	8,996	8,311	7,829	7,576
	売却額	2,681	1,943	1,701	1,638	1,711
缶	実績	2,630	2,560	2,381	2,234	2,161
	売却額	191,549	361,391	375,711	333,395	401,326
ペットボトル	実績	3,168	3,250	3,233	3,295	3,262
	売却額	165,484	144,108	307,264	217,780	241,705

*ペットボトルと古紙の売却額は、拠点回収のペットボトル・新聞の売却額をそれぞれ含む。

*令和4年度より拠点回収の紙パックの売却額は、古紙に含む。

④ 資源・ごみ集積所での資源回収経費

[決算額]

（単位：千円）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,460,771	2,490,561	2,518,861	2,674,293	2,714,872

*令和6年度は、見込み額。

8 拠点回収による資源回収の概要

① 回収形態

対象品目	収集方法・頻度	排出方法等
ペットボトル	回収ボックス・週2回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。
白色発泡トレイ	回収ボックス・週1回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。
新聞、廃食用油、色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、ペットボトルキャップ	回収員手渡し・月2回 (エコプラザ用賀・リサイクル千歳台は週1回)	・区内公共施設等で、回収員への手渡しにより回収する。
使用済小型電子機器	回収ボックス・週1回	・区内公共施設等に設置してある回収ボックスに排出する。

*使用済小型電子機器について、一部施設は隔週で回収。

*ペットボトルキャップは、エコプラザ用賀・リサイクル千歳台のみ回収。

② 経緯

平成 5 年 7 月	回収ボックス方式による紙パックの回収を開始。
平成 11 年 4 月	回収ボックス方式によるペットボトルの回収を開始。
平成 19 年 4 月	回収ボックス方式による白色発泡トレイの回収を開始。
平成 21 年 5 月	普及啓発施設 2 箇所でペットボトルキャップ、色・柄付き発泡トレイの回収を開始。
平成 21 年 10 月	区内公共施設 27 箇所で回収員手渡し方式による色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、廃食用油の回収を開始。
平成 25 年 4 月	回収ボックス方式による使用済小型電子機器の回収を開始。
平成 26 年 4 月	使用済小型電子機器の回収場所を 5 箇所新設。計 10 箇所。
平成 31 年 4 月	回収員手渡し方式の回収品目に新聞を追加。
令和 3 年 2 月	普及啓発施設 2 箇所に色・柄付き発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器の回収ボックスを設置。
令和 5 年 3 月	回収ボックス方式による紙パックの回収を終了し、白色発泡トレイまたはペットボトルの回収場所を拡張。白色発泡トレイについては 2 箇所を新設。
令和 5 年 10 月	使用済小型電子機器の回収場所を 1 箇所新設。計 11 箇所。

③ 回収場所数

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ペットボトル	31	32	32	32	32
紙パック	46	45	45	0	0
白色発泡トレイ	48	48	50	50	50
新聞	27	27	27	27	27
廃食用油	27	27	27	27	27
ペットボトルキャップ	2	2	2	2	2
色・柄付き発泡トレイ	27	27	27	27	27
食品用透明プラスチック容器	27	27	27	27	27
使用済小型電子機器	10	10	10	11	11

④ 資源回収量

(単位：t・千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ペットボトル	実績	18	19	21	20	19
紙パック	実績	6	5	6	—	—
	売却額	141	112	—	—	—
白色発泡トレイ	実績	0.6	0.7	0.9	1	0.8
新聞	実績	0.4	0.6	0.5	0.7	0.6
廃食用油	実績	5	5	4	6	5
	売却額	93	93	89	341	299
ペットボトルキャップ	実績	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7
	売却額	16	14	15	14	32
色・柄付き発泡トレイ	実績	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6
食品用透明プラスチック容器	実績	5	7	8	8	7
使用済小型電子機器	実績	4	5	7	7	9

* 拠点回収のペットボトルと新聞の売却額は、資源・ごみ集積所回収のペットボトルと古紙売却額にそれぞれ含む。

* 令和4年度より紙パックの売却額は、資源・ごみ集積所回収の古紙売却額に含む。

* 使用済小型電子機器の売却額は、P19 金属系不燃ごみの売却額に含む。

⑤ 拠点回収による資源回収の経費

[決算額]

(単位：千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
31,794	32,550	33,337	33,253	33,879

* 令和6年度は、見込み額。

* 使用済小型電子機器を除く。

9 集団回収による資源回収の概要

① 集団回収の概要

家庭から出る資源（古紙や缶、びんなど）を、町会・自治会、集合住宅など地域の団体が、自主的に回収を行ない資源回収業者に引き渡すリサイクル活動です。区では回収量に応じて団体に報奨金を支給するなどの支援を行っています。

② 活動団体数

（単位：団体）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動団体数	609	606	604	611	606
うち行政 回収休止	381	387	396	407	410

*各年度末現在

③ 資源回収量

（単位：t）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
古紙	5,376	5,169	4,844	4,556	4,291
ガラスびん	259	246	235	219	201
缶類	295	279	263	251	244
布類	453	575	576	551	529
その他	220	226	224	226	216
合 計	6,603	6,495	6,143	5,803	5,480

*小数点以下第1位四捨五入のため、合計値に合致しないものがある。

④ 集団回収による資源回収の経費

[決算額]

（単位：千円）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
76,218	73,896	65,835	70,155	68,160

*令和6年度は、見込み額。

10 事業系のごみ・資源の概要

(1) 区が回収する事業系のごみ・事業系の資源

事業系一般廃棄物（資源・ごみ）は、事業者が自らの責任において適正に処理することとなっていますが、少量排出事業者（一般廃棄物や資源をあわせたすべての排出量の1日当たりの平均が10kg未満の者）に関しては、事業系有料ごみ処理券を貼付し区による収集を利用することができます。

区は基本的に産業廃棄物を収集しませんが、少量排出事業者については、特定の産業廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの5品目）に限り、「一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物（あわせ産廃）」として、事業系一般廃棄物と同様に収集しています。

事業系の資源・ごみの出し方

事業系有料ごみ処理券（シール）は、上部の見やすい位置に貼ってお出ください。

注意! 事業系有料ごみ処理券（シール）が貼られていないもの、貼られていても料金が不足しているもの、分別されていないものは収集できません。

注意! 事業所から出る粗大ごみ相当の大きさ（一辺の長さが30cmを超えるもの）のごみは収集できません。

可燃ごみ・不燃ごみ

袋の場合
袋の容量に見合ったシールを貼ってください。

**ふたつきの容器の場合
(90ℓを超える容器は不可)**
中身のごみの量に見合ったシールを貼ってください。



古紙



- ・新聞(4つ折り)、雑誌類、紙パック
⇒高さ10cmにつき10ℓのシール1枚
- ・段ボール
⇒2枚(1枚の大きさ、100cm×80cm程度)につき10ℓのシール1枚

ガラスびん・缶・ペットボトル



- ①種類別に分けて
- ②中身の見える袋に入れて
- ③袋の容量に見合ったシールを貼ってください。

また、医療関係機関等で生じる感染性廃棄物は特別管理一般（産業）廃棄物に当たるため区では収集していません。ただし、少量排出事業者に限り、清掃事務所へ事前に相談のうえ、非医療廃棄物（医療行為によらない廃棄物）、非感染性廃棄物（医療行為により生じるが感染性のないもの又は滅菌処理された廃棄物）については、事業系有料ごみ処理券と区指定の識別ステッカーを貼付し、区の収集に出すことができます。

なお、注射針や鍼灸治療に伴う施術針のような鋭利なものはいかなる場合も区では収集できません。

(2)「事業系リサイクルシステム」の利用促進

平成 8 年 4 月、東京商工会議所世田谷支部の協力により、「オフィス古紙リサイクルシステム」を開始しました。平成 12 年 3 月からは、回収品目にガラスびん・缶を加えた「事業系リサイクルシステム」に発展させ、区内事業者の自主的なリサイクル活動のしくみづくりを支援しています。



[実 績]

・参加事業所数

(単位:件)

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
895	913	937	951	968

*各年度末現在。

・資源回収量(庁内リサイクルシステム含む)

(単位: t)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
古紙	858	908	848	826	825
ガラスびん	16	14	15	15	17
缶	5	5	4	4	4
計	879	927	867	846	846

*小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、合計値に合致しないものがある。

（３）緑化廃棄物（剪定枝等）の再生利用の促進

みどり３３の施策等により緑化が推進される一方で、剪定枝等の緑化廃棄物も増加が見込まれます。これらの剪定枝等を清掃工場で可燃ごみとして焼却するのではなく、資源として再生利用ができるよう、区では平成 26 年 6 月よりグリーンリサイクル事業を促進しています。民間事業者が造園業者等の持ち込む剪定枝等を集積し、他市町村の再生資源化施設へ搬入するために、区は他市町村との事前協議等の調整を行っています。

[実績] (単位：t)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
運搬先 市町村数	6	6	4	4	4
運搬量	8,680	8,418	8,852	8,687	9,830

（４）在宅医療における自己注射の針の回収

注射針等の鋭利なものは集積所等への排出禁止物に指定され、区では収集できないため、処方された医療機関又は購入した薬局で回収していただいています。

区内では二つの薬剤師会が、使用済み針の回収用容器を患者に配付し、回収（患者持参）・処分する事業を実施しており、区はこの処理に係る費用の一部を助成しています。

[実績] (単位：個)

回収容器数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
世田谷 薬剤師会	1,135	1,259	1,595	1,424	1,878
玉川砦 薬剤師会	3,067	2,766	2,867	3,101	3,151
合計	4,202	4,025	4,462	4,525	5,029

1 1 し尿の収集の状況

(1) し尿の収集・処理の体制

ごみ収集と同様に、収集・運搬は各区が担い、中間処理施設などは23区で共同設置する東京二十三区清掃一部事務組合が担っています。

世田谷区では、平成15年度から収集・運搬を民間業者へ委託しています。

区 分		収集運搬の主体		処理処分の主体	
家庭系	くみ取りし尿	世田谷区	無料	東京二十三区 清掃一部事務組 合	無料
	浄化槽汚泥・ ディスポーザ汚 泥	許可業者*1	有料		
事業系	し尿・し尿混じ りのビルピット 汚泥	許可業者*1	有料	許可業者*2	有料

*1 一般廃棄物収集運搬業者

*2 一般廃棄物処分業者

(2) 対象戸数

区内の収集対象戸数は、下水道の普及に伴い年々減少しており、令和6年度末現在28戸となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対 象 戸 数	40	40	37	30	28

(令和7年3月末現在)

(3) 収集方法

し尿収集は原則として2週に1回ですが、実情に応じて収集間隔を調整しているほか、雨水の流入など特別な事情により区民から申告があった場合は、迅速に対応し、区民サービスの向上に努めています。

(4) 収集実績

(単位：k1)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 集 量	112.99	112.57	101.58	93.41	91.24

(令和7年3月末現在)

(5) し尿処理経費

[決算額]

(単位：千円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8,170	8,170	8,610	8,610	8,709

*令和6年度は、見込み額。

1 2 動物（犬・猫等）の死体処理

（1）動物（犬・猫等）の死体処理の概要

飼い主等から犬・猫などの動物死体の処理依頼があった場合は、清掃事務所において1頭（25kg未満）につき処理手数料（3,100円）を徴収して引き取り、民間業者に処理委託して火葬後に埋葬しています。令和5年2月1日より、当該動物の所有者又は占有者ではない動物死体の処理手数料の減免を開始しました。

（2）動物死体処理頭数

（単位：頭）

清掃事務所名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世田谷	316	288	332	392	370
玉川	216	209	235	314	245
砧	231	232	224	278	307
計	763	729	791	984	922

（3）動物死体処理の経費

[決算額]

（単位：千円）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2,365	2,245	2,405	3,050	2,840

*令和6年度は、見込み額。